

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京・第一次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20220530)提出の書面です。

平成 31 年 (ワ) 第 3 4 6 5 号 国家賠償請求事件

原告 大江千束 ほか 8 名

被告 国

## 証 拠 説 明 書 1 5 ( 甲 A 号 証 )

2 0 2 2 ( 令 和 4 ) 年 4 月 2 5 日

東京地方裁判所民事第 1 6 部乙合議 B 係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 上 杉 崇 子

同 寺 原 真 希 子

ほか

号証 (甲 A)	標 目 (原本・写しの 別)		作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
4 4 4	意見書	写	2022・4・20	風間孝 赤枝香奈子 河口和也	(甲 A 2 1 7 号証意見書を提出した風間氏 及び赤枝氏、社会学研究者である河口和也 氏が、上記意見書と同様の社会的見地か ら、札幌地方裁判所判決の評価すべき点と 問題点等を論じた意見書)。  ・同性愛が精神疾患とされる以前から、男

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京・第一次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20220530)提出の書面です。

				<p>色ないし同性愛に対する否定的評価が存在した事実（4 頁）。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・札幌判決が述べる婚姻の目的・本質に関する法解釈は、婚姻をめぐる社会状況やその変化の事実と合致していること（8 頁）。</li><li>・性的マイノリティを規範から外れているとみなす社会では、当事者が自らに向けられた偏見を正すために声をあげ、民主主義のプロセスをとおして差別を解消することが困難であり、司法の役割が重要であること（12 頁～15 頁）。</li><li>・札幌判決が、裁判所として、同性愛者のカップルが法的利益を享受するにあたって、圧倒的多数派である異性愛者の理解を条件としないとしたことは、社会学者として評価できること（12 頁～15 頁）。</li><li>・同性間の婚姻が認められていないのは、同性愛が精神疾患とされたことだけによるものではなく、そのような知見が同性愛を劣った存在とする社会の意識を強化し支えたことにあると考えられること。同性愛者等に対する差別・偏見の解消は同性愛等の脱精神疾患化だけでは実現されず、同性婚を法制化することが大きな意味があること（21 頁）。</li><li>・異性間では、戦後、結婚が法律婚と同一</li></ul>
--	--	--	--	---

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京・第一次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20220530)提出の書面です。

					<p>視されていったが、同性カップルはそこからも除外され同性婚の保障が必然であること (24 頁)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・婚姻を法律上同性の者に限る現行法はさまざまな性的少数者を排除・抑圧していること (29 頁)。</li><li>・日本でも、同性婚法制化の必要性を示す社会の変化が 1990 年代から生じていたこと (第 4 節)</li></ul>
--	--	--	--	--	---